

静岡県公安委員会規則第5号

静岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月12日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

静岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

静岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成7年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号までを次のように改める。

別記様式第1号（第4条、第24条関係）

代理人資格証明書	
年 月 日	
殿	
住所	
氏名	
年 月 日	
において行われる聴聞 弁明通知書（ 年 月 日付け第 号）に係る弁明の機会の付与 については、下記	
の者を代理人として選任し、私のために ^{聴聞} に関する一切の行為をすることを委任し 弁明の機会の付与	
ます。	
記	
聴聞 弁明 の件名	
住 所	
氏 名	

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号（第4条、第24条関係）

代理人資格喪失届出書	
年 月 日	
殿	
住所	
氏名	
年 月 日	
において行われる聴聞	
弁明通知書（ 年 月 日付け第 号）に係る弁明の機会の付与 については、下記の	
者が代理人の資格を失ったので届け出ます。	
記	
聴聞 弁明 の件名	
住 所	
氏 名	

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3号（第5条関係）

参加人許可申請書	
年 月 日	
殿	
住所	
氏名	
年 月 日	
において行われる聴聞に関する手続に参加することを申請します。	
記	
聴聞の件名	
聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明	
連絡先	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第4号（第6条関係）

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日 において行われる聴聞については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

聴聞の件名	
住 所	
氏 名	(歳) 職 業
当事者又は参加人との関係	
補佐する事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5号（第7条関係）

参 考 人 出 頭 申 出 書	
年 月 日	
殿	
住所	
氏名	
年 月 日	
において行われる聴聞については、下記 の者を参考人として聴聞の期日に出頭させたいので申し出ます。	
記	
聴聞の件名	
住 所	
氏 名	(歳)
	職 業
陳述の要旨	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号（第9条、第24条関係）

聴聞期日・場所 変更申出書 弁明日時・場所	
年 月 日	
殿	
住所	
氏名	
年 月 日	聴聞の において行われる 弁明の
期日・場所 日時・場所	については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。
記	
聴聞 の件名 弁明	
理 由	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号（第10条関係）

文書閲覧請求書

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日

において行われる聴聞に関し、下記の
標目に係る資料の閲覧を求めます。

記

聴聞の件名	
閲覧をしようとする資料の標目	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第 11 号を次のように改める。

別記様式第11号（第11条、第24条関係）

還 付 請 書			
年 月 日			
殿			
住所			
氏名			
下記の目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。			
記			
目 録			
番号	標 目	数 量	備 考
取 扱 者	職 名	氏 名	㊟

- 備考 1 「目録」欄の記載は、取扱者において行うこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第 15 号を次のように改める。

別記様式第 15 号（第 19 条関係）

<p>聴聞調書等閲覧請求書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>殿</p>	
<p>住所</p>	
<p>氏名</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>において行われた聴聞に関し、下記の 標目に係る資料の閲覧を求めます。</p>	
<p>記</p>	
<p>聴聞の件名</p>	
<p>閲覧をしよう とする調書又 は報告書の別</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。